



発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 監査公表

### 監査の結果に基づく措置状況

産業経済局、港湾空港局及び上下水道局（工事監査）  
……（監査公表第20号）…… 1

### 監査の結果に基づく措置状況

建築都市局（工事監査）  
……（監査公表第21号）…… 7

### 監査の結果に基づく措置状況

建設局、若松区役所（工事監査）  
……（監査公表第22号）…… 10

### 監査の結果に基づく措置状況

教育委員会（工事監査）  
……（監査公表第23号）…… 13

北九州市監査委員

北九州市監査委員	江	本	均
同	廣	瀬	隆
同	香	月	耕
同	福	島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類  
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局等  
産業経済局、港湾空港局及び上下水道局
- 3 監査の期間  
平成28年4月14日から平成28年8月4日まで
- 4 監査公表の時期  
平成29年2月17日（平成29年監査公表第1号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 産業経済局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>緊急工事の積算について</u> (西部農政事務所)</p> <p>①(軽微な工事)農業用施設維持(環)工事(若-その9)</p> <p>②(軽微な工事)農業用施設管理(環)業務委託(西-その8)</p> <p>③(軽微な工事)林業用施設維持(環)工事(西-その1)</p> <p>上記の工事及び業務委託(以下「工事等」という。)は、農林施設の緊急及び小規模な維持補修を行うものである。</p> <p>上記の工事等を実施するにあたっては、建設局の「環境整備事業の執行要領」に準じて行っている。同要領によると質量20t未満の機械運搬費は諸経費に含まれるため計上すべきではなかったが、誤って計上していた。</p> <p>また、建設局通知の「環境整備事業(道路関連)に関する積算の留意点について」によると、指示1件につき1回のみ「移動・対処費」若しくは「移動費」を計上すべきところ、誤って指示1件につき作業に要した日数分の移動費を計上しており、過大な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算にあたっては、執行要領等の内容を十分に理解し、適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、今後このようなことのないよう平成28年8月23日に職場内研修を行い、「環境整備事業の執行要領」及び「環境整備事業(道路関連)に関する積算の留意点について」の周知徹底を図った。</p> <p>また、平成28年9月2日の農林水産部の部課長会議においても今回の指摘事項及び適正な事務処理について周知徹底を図った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ <u>軽微な工事の執行について</u>  (西部農政事務所)  (軽微な工事)ため池フェンス設置工事</p> <p>上記工事は、若松区内のため池への侵入を防止するためにフェンス(金網柵)を設置するものである。</p> <p>当初、フェンスの設置は池田池(以下「A池」という。)及び後坂池(以下「B池」という。)の2箇所を予定していたが、地元の要望もあり、B池の工事を減工し、その代わりに椎牟田北池(以下「C池」という。)の工事を増工して、30%を超える大幅な変更増契約を行っていた。</p> <p>しかし、「軽微な工事の執行要領」等によると、「変更後の契約金額は、特別の理由のあるときを除き、当初の契約金額に100分の130を乗じて得た額を超えることはできないものとする。」とされており、特別の理由とは、「現に施工中の工事と分離して施工すると、工事の執行上あるいは施設の管理上重大な支障又は不利益が生じる恐れがあること。」と規定されている。</p> <p>本工事におけるC池の増工は、現に施工中の工事と分離可能であり、不適切な事務手続きとなっていた。</p> <p>工事の執行にあたっては、「軽微な工事の執行要領」等の内容を十分に理解し、適切に行われたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、今後このようなことのないよう平成28年8月23日に職場内研修を行い、「軽微な工事の執行要領」や「北九州市契約規則の運用について」の周知徹底を図った。</p> <p>また、平成28年9月2日の農林水産部の部課長会議においても今回の指摘事項及び適正な事務処理について周知徹底を図った。</p>

(2) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>防衝工設置の積算について</u> (整備保全課)</p> <p>①[10] 改修(統合)新門司フェリー岸壁(-8.0m)防衝施設他改良工事(26-3)</p> <p>②[14] 改修(統合)砂津岸壁(-7.5m)防衝工改良工事(27)</p> <p>上記工事は、新門司フェリー岸壁及び砂津岸壁に、船舶が岸壁に接岸する際の衝撃力を和らげるクッション材として防衝施設を整備するものである。</p> <p>①及び②の工事の防衝工設置の積算において、該当する歩掛りがない場合は、参考見積りを徴収して積算すべきところ、同程度の重量と形状を有するという理由で、コンクリートブロック据付けと同等とみなし、この歩掛りを適用し計上していた。</p> <p>しかし、作業内容が実情と大きく異なっており、不適切な積算となっていた。</p> <p>また、②の工事においては、参考見積りを徴収していれば、計上されていたはずの防衝工の設置に必要なアンカーボルト設置工が未計上となっており、過小な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算にあたっては、工事内容を十分に理解し、適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘は、防衝工設置の施工方法を理解せず、同程度の重量と形状を有するコンクリートブロック据付けと同等とみなし積算したことが原因である。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、「防衝工の単価については、設置手間を含め見積もりを徴収し計上するものとする」ことを、平成28年9月21日開催の「整備保全課調整会議」(局内の技術職員の連絡会議)において周知徹底を図った。</p> <p>また局の「設計・積算の取り決め事項」にも平成28年10月1日付で同内容を追記し、今後担当する職員にも情報が伝わるようにした。</p>

注・・[ ]内の数字は、平成29年監査公表第1号の別表3本工事抽出一覧表の番号を示す

(3) 上下水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>工事の積算及び施工管理について</u></p> <p>(設計課)</p> <p>[1]塔野一丁目他配水管布設替工事 上記工事は、八幡西区塔野一丁目他において、老朽化した配水管を布設替えるものであるが、この工事の積算及び施工管理において、以下のような不適切なものがあった。</p> <p>(ア)ストップバルブの積算について 水道工事積算指針によると、簡易仕切弁(φ75～500mm)については、諸経費は一般管理費のみを計上することとなっている。</p> <p>しかし、本工事では簡易仕切弁の一種であるストップバルブ(φ250mm)の積算において、一般管理費のほか、共通仮設費と現場管理費の諸経費も計上しており、過大な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算にあたっては、積算指針等を十分把握し、適正に行われたい。</p> <p>(イ)工事の施工管理について 配水管の布設作業において、掘削時に掘削面が崩れ、舗装版の下部が空洞になっているにも関わらず、そのまま放置して作業を行っており、労働災害を引き起こす危険性があった。</p> <p>工事の施工にあたっては、安全性に留意し、適切な管理と指導に努められたい。</p>	<p>今回の指摘におけるストップバルブに関する過大な積算については、特殊材料で通常の方法と諸経費の取扱いが異なるものを通常のものとして誤認したため生じたミスである。</p> <p>また、工事の施工管理については、空洞が発生した後、施工業者が監督員の指示を速やかに実行しなかったため生じたものである。</p> <p>指摘を受け、以下の通り再発防止策を実施した。</p> <p>(ア)ストップバルブの積算について 平成28年9月7日付事務連絡で、再度、ストップバルブの諸経費区分を明示し、職員への周知徹底を図った。 あわせて設計書作成時の入力ミスを防止するため、平成28年10月1日以降、職員による経費管理区分の入力が不要となるよう積算システムを改善した。</p> <p>(イ)工事の施工管理について 平成28年9月7日付事務連絡及び課内会議において、「工事現場巡視の際に安全でない状態や行動を発見した時には速やかに改善指導し、是正させ再発防止を図る」よう、関係職員に対し周知徹底した。</p> <p>(つづく)</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>施工業者に対しては、9月に現場代理人調整会議で、掘削時における安全管理について、注意喚起を行った。</p> <p>また、指示票により舗装下の空洞箇所 の安全確保について業者指導を行い、安全管理方法の改善を図った。 (9月実施)</p>

注・・[ ]内の数字は、平成29年監査公表第1号の別表5本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査委員	江 本	均
同	廣 瀬	隆 明
同	香 月	耕 治
同	福 島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類  
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局等  
建築都市局（住宅関係）
- 3 監査の期間  
平成28年4月14日から平成28年8月4日まで
- 4 監査公表の時期  
平成29年2月17日（平成29年監査公表第2号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建築都市局

指摘事項措置状況報告書（平成28年度 定期監査）

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>市営住宅標準設計仕様の適用について</u>            （住宅整備課）            [4]（仮称）東蜷田団地市営住宅建設工事            上記工事は、老朽化した市営住宅の建替え事業に伴う建築工事である。            以下のように、市が定めた「市営住宅標準設計仕様（以下「住宅仕様」という。）」に適合していないものがあり、不適切であった。            （ア）流し台等の寸法について            住宅仕様では、流し台は長さ1.5mのものを標準とし、50㎡タイプ以下の住戸には長さ1.2mのものを設置すると規定されている。また、付帯する吊戸棚及び水切棚（以下「付帯品」という。）も流し台に対応した長さのものを設置すると規定されている。しかし、本工事では、50㎡タイプ以下の2DKに標準サイズの長さ1.5mの流し台とそれに対応した付帯品を設置しており、過度な仕様となっていた。            （イ）戸界壁の仕上げについて            住宅仕様では、住戸間の戸界壁の仕上げボードは、コンクリート直張りを示す「GL」工法と規定されているが、本工事では、木胴縁下地の上にボードを張っており、住宅仕様とは異なる設計となっていた。</p>	<p>1 指摘に沿った改善是正            今回の指摘は、市営住宅の設計及び工事の発注にあたって、住宅仕様等の所定の基準が遵守されず、適切に行われていなかったことが原因で生じたものである。            よって、再発防止策としては、市建築設計業務委託特記仕様書を平成28年4月1日付で改定し、設計の適用基準に「住宅仕様」を追記した。さらに、平成28年度の設計委託発注分から成果品として「住宅仕様のチェックリスト」の提出を義務づけ、住宅仕様との整合を自主及び完了検査時により適切に確認できる体制とした。</p> <p>2 職員への周知            住宅仕様の遵守に関する課内研修を、平成28年7月4日に実施し、所定の基準の遵守と再発防止を徹底した。仮に、住宅仕様の内容と異なる仕様を採用する場合は、理由やコスト比較等を整理の上、別に方針決裁をとるなど、適切な手続きを行うよう周知した。</p>

注・・・ [ ] 内の数字は、平成29年監査公表第2号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す

指摘事項措置状況報告書（平成28年度 定期監査）

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ウ) 堅樋の位置について  住宅仕様では、バルコニー側の堅樋は外部からの侵入が困難な位置に設置すると規定されており、通常はバルコニーの内側に設置するが、本工事では、バルコニーの外壁面に設置していた。</p> <p>市営住宅の設計及び工事の発注にあたっては、住宅仕様等の所定の基準を遵守し、適切に行われたい。</p>	

注・・・ [ ] 内の数字は、平成29年監査公表第2号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査委員	江 本	均
同	廣 瀬	隆 明
同	香 月	耕 治
同	福 島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査(工事監査)

2 措置を講じた局等

建設局、若松区役所

3 監査の期間

平成28年7月21日から平成28年11月24日まで

4 監査公表の時期

平成29年2月17日(平成29年監査公表第7号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建設局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 近接工事の積算について            (神嶽川旦過地区整備室)            [17] 紫川 (MM区間) 河道掘削工事 (27-2)</p> <p>本市では、マイタウン・マイリバー (MM) 整備事業の一環として、紫川の治水安全度を高めるため、河道掘削を行っている。</p> <p>室町大橋から勝山橋間の河道掘削にあたって、最初に紫川 (MM区間) 河道掘削工事 (27-1) (以下「先発工事」という。) を発注し、その後、先発工事と工期を一部重複して本工事を発注していた。</p> <p>また、本工事は、先発工事の工事区域に隣接した工事であり、一般競争入札により、先発工事の施工業者と同じ業者が落札したため、近接工事による諸経費の調整を行っていた。</p> <p>しかし、諸経費の調整において、本市の定めた基準に適合しない、不適切な積算を行っていた。</p> <p>近接工事の積算にあたっては、所定の基準を遵守し、適切に行われたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、設計担当部署 (河川部) と監督担当部署 (東・西整備事務所) が合同で実施している『河川研修 (第4回)』を平成29年2月8日に実施し、その中で、『積算運用の手引き (北九州市版)』における近接工事の諸経費調整の考え方や電算操作上の注意点について関係職員に周知徹底を図った。</p> <p>さらに、監督担当部署において、監督員に対して、設計変更の際は、設計担当課と変更内容の確認を受けるようにした。</p>

注・ ・ [ ] 内の数字は、平成29年監査公表第7号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す

(2) 区役所まちづくり整備課

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 軽微な工事の執行について            (若松区役所まちづくり整備課)            (軽微な工事)高塔山公園表示板改修工事            (軽微な工事)高塔山公園サイン設置工事</p> <p>上記2件の工事は、高塔山公園の展望台において、表示板の改修やLED足下照明(サイン)等の設置を行ったものであるが、本工事として執行すべきものを、分割して軽微な工事として発注しており、不適切であった。</p> <p>同一時期に同一場所で行う工事を同一業者に発注する場合は、同一工事として1件の工事で発注するべきであり、「軽微な工事の執行要領」では「本工事の執行手続により執行すべき工事を、この要領による執行をするために分割して起工してはならない。」と規定されている。</p> <p>工事の執行にあたっては、関係規定を遵守し、事務手続きを適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘を受けた工事は、平成25年7月、日本夜景遺産に認定された高塔山公園からの夜景について、若松区を挙げて広くPRし、区の賑わいづくりに寄与するため、新たな魅力を創出するイベントの開催にあわせて景観整備を軽微な工事として発注したものである。</p> <p>当初は、夜景の雰囲気づくりのための工事として発注したが、その後イベントの企画で多くの来場者が見込まれることになったことから、来場者の展望台先端部までの誘導や転倒防止などの安全対策が必要となり、追加工事を発注したものである。</p> <p>今回の指摘を受け、平成28年12月27日に開催した「事務改善会議」において指摘内容の詳細を報告し、「軽微な工事の執行要領」について周知・徹底を図った。</p> <p>今後、工事を発注する際には、事前に関係者と十分な協議を行い、計画的かつ適正な執行に努めていく。</p>

北九州市監査公表第23号  
平成29年5月26日

北九州市監査委員	江 本	均
同	廣 瀬	隆 明
同	香 月	耕 治
同	福 島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類  
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局等  
教育委員会
- 3 監査の期間  
平成28年7月21日から平成28年11月24日まで
- 4 監査公表の時期  
平成29年2月17日（平成29年監査公表第8号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 教育委員会

指摘事項措置状況報告書（平成28年度 定期監査）

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>建築物の改修工法について</u> (施設課)</p> <p>[軽微な工事] 則松小学校管理棟出入口他改修工事</p> <p>本工事は、則松小学校の補強コンクリートブロック造（以下「CB造」という。）の倉庫の屋根の改修などを行ったものである。</p> <p>CB造の倉庫の傷んだ既存の鉄筋コンクリート造（以下「RC造」という。）の屋根版を撤去した際に、これに代わるRC造の臥梁等を設けないまま、CB造の耐力壁の壁頂に金属屋根を直接設置しており、建築基準法施行令に適合していない構造となっていた。</p> <p>工事の実施にあたっては、関係規定を遵守し、適切に行われたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、当該倉庫を建築基準法施行令に適合した構造とするため、早急に補強工事を行った。</p> <p>今後、屋根や壁等の主要構造体を改修する場合は、見積業者から十分な工法の説明を受け、工事内容が判る図面の提出を受けた上で、建築担当部署に技術的及び法的な助言を得て、安全性及び法令に適合した工事を実施する。</p> <p>この指摘に対する改善策等については、11月24日の課内会議において再発防止対策の周知徹底を図った。</p>